

# 令和6・7年度スズメバチ等の巣撤去業務

(京都住まいセンター)

## 掲示文兼入札説明書

独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ京都住まいセンターの標記に係る入札については、関係法令およびこの掲示文兼入札説明書によるものとする。

- 1 入札等実施要領
- 2 競争参加資格等
- 3 入札心得書（物品購入等）
- 4 使用印鑑届及び委任状（様式）
- 5 入札書及び封筒（様式）
- 6 内訳明細書（様式）
- 7 単価契約書
- 8 仕様書
- 9 個人情報等の保護に関する特約条項
- 10 提出書類（様式）

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ京都住まいセンター

## 1 入札等実施要領

### 1 掲示日

令和5年12月21日

### 2 発注者

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ 京都住まいセンター  
センター長 坂下 裕司

### 3 業務概要

- (1) 業務名称 令和6・7年度スズメバチ等の巣撤去業務（京都住まいセンター）
- (2) 業務内容 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

### 4 競争参加資格確認申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

本競争の参加希望者は、**2 競争参加資格等**に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

**2 競争参加資格等**1 (2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、**2 競争参加資格等**1 (1)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けたものが競争に参加するためには、申請書の提出期限までに下記のとおり一般競争参加資格の申請を行い、開札時までに競争参加資格の認定を受けなければならない。

※「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格とは関係ありませんのでご注意ください。

#### (1) 一般競争参加資格の申請

- ① 提出期間：令和5年12月21日（木）から令和6年1月17日（水）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- ② 問合せ先：〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-13-1  
大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階  
独立行政法人都市再生機構 西日本支社  
総務部調達管理課 電話 06-4799-1035

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

## (2) 申請書の申請

### ① 提出期限：令和6年1月17日（水）

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日、午前10時から午後5時まで

### ② 提出場所：〒604-8171 京都府京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町 566-1

井門明治安田生命ビル4階

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 京都住まいセンター

お客様相談課 電話 075-256-3663

### ③ 提出方法：持参又は郵送とする。

ただし、持参の場合は、あらかじめ提出日時を連絡のうえ、持参すること。また、郵送の場合は一般書留郵便又はレターパック等の配達記録が証明できるもの（以下「書留郵便等」という。）で提出期限までに必着とし、封筒に入札件名及び「申請書在中」と朱書きすること。

## 5 競争参加資格の確認通知

### (1) 競争参加資格の確認通知

申請書を提出した者について、当社の審査を行い、本入札に参加する資格を有する者を選定し、令和6年1月31日（水）にその旨を通知する。ただし、申請書提出時点において参加資格を満たしていても、その後開札の時までの期間に本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止措置を受けた者は選定しない。

### (2) 苦情申立て

申請書を提出した者のうち、(1)で競争参加資格確認がないと認められた者は、通知した日の翌日から起算して5日（「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない）以内に、書面により、当社に対して参加資格がないと認めた理由についての説明を求められることができる。

当社は、参加資格がないと認めた理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない）に書面により回答する。

## 6 質問書の提出及び回答

### (1) 入札、仕様等に対する質問は、「質問書（様式は任意）」を提出すること。

#### ① 提出期限：令和6年1月31日（水）

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

#### ② 提出方法：持参または郵送とする。

ただし、持参の場合は、あらかじめ提出日時を連絡のうえ、持参すること。また、郵送の場合は、書留郵便等で提出期限までに必着とし、封筒に入札件名及び「質問書在中」と朱書きすること。

③ 提出場所：4 (2)②と同じ

(2) 質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。

① 閲覧期間：令和6年2月7日（水）から令和6年2月14日（水）まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

② 閲覧場所：4 (2)②と同じ

## 7 入札手続等

(1) 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限：令和6年2月14日（水）午後5時

② 提出場所：〒536-0025 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-111

NLC 森の宮ビル 8階

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部

エリア経理契約課 電話 06-6967-5019

③ 提出方法：提出期限までに必着での書留郵便等による郵送とし、表封筒に入札件名及び「入札書在中」と朱書きすること。提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

(2) 開札の日時及び場所

① 日時：令和6年2月15日（木） 開札時間は別途通知による。

② 場所：独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部

**※入札は郵送による事前受付のみとし、開札時の立会は不要とする。**

## 8 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

## 9 入札方法等

- (1) 本件は単価契約である。入札金額は、品目ごとの単価に予定数量を乗じた金額の合計とし、当該業務に係る一切の諸経費を含んだ総価を「5 入札書及び封筒（様式）」に示す入札書に記載するものとし、入札書には「6 内訳明細書（様式）」に示す内訳明細書も添付すること。内訳明細書に記載の総額と入札書に記載の金額に相違があった場合及び内訳明細書の記載に誤りがあった場合、当該入札書は無効とする。

なお、予定数量は発注者の過去の実績を基に算出、記載したものであり、記載どおりの発注を確約するものではない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者がいない場合は、別に日時を定めて入札を行うものとする。
- (4) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

## 10 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格確認のない者、申請書に虚偽の記載をした者及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

## 11 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成 16 年独立行政法人都市再生機構規定第 4 号）第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 12 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

## 13 入札保証金及び契約保証金 免除

## 14 入札手続きにおける交渉の有無 無

## 15 契約書作成の要否 「7 単価契約書」により契約書を作成するものとする。

## 16 支払条件 「7 単価契約書」のとおり。

## 17 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方

針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、「独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める」とされているところ。

これに基づき、以下のとおり、都市機構との関係に係る情報を都市機構のホームページで公表するため、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力のない相手方については、その名称等を公表する場合がある。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 都市機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ② 都市機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(機構OB)の人数、職名及び機構における最終職名
- ② 機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ④ 1 者応札又は 1 者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供いただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

18 公示から業務開始までのスケジュール

令和5年12月21日（木）競争参加資格確認申請書受付（～令和6年1月17日）

質 問 書 受 付（～令和6年1月31日）

入札説明書交付（～令和6年2月14日）

令和6年1月31日（水）競争参加資格の確認通知

令和6年2月14日（水）入札書提出期限

令和6年2月15日（木）開 札

令和6年2月22日（木）契 約 締 結

令和6年4月1日（月）業 務 開 始

## 2 競争参加資格等

### 1 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

- ① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者
- ② 申請書の提出期限の日から開札の時までにおいて、独立行政法人都市再生機構西日本支社等から本件業務の実施場所を含む区域を措置区域とする指名停止を受けている者
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法等に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- ④ 不法な行為を行い、若しくは行う恐れがある団体、法人又はこれらの団体や法人に属するもので組織される団体、法人で当該業務の受注業者として適当でないと当社が認める者
- ⑤ 暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者  
（詳細は機構HP→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→（入札説明書等別紙）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者を参照）

(2) 次の要件を満たしている者であること。

令和5・6年度独立行政法人都市再生機構西日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

### 2 競争参加者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を参加する者は、本説明書に示す競争参加資格確認申請書を作成し、申請書の提出期限までに提出しなければならない。また、発注者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 作成した申請書は当社において審査するものとし、本説明書に示した競争参加資格を有すると判断した申請書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

### 3 その他

- (1) 入札参加者は、**3 入札心得書**を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- (3) 当社に提出された書類を審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。
- (4) 当社に提出された書類は返却しない。
- (5) 当社に提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類等に虚偽又は不正な記載をした者の入札は無効とする。

- (7) 競争参加資格の審査において本件に係る競争参加資格を有すると認められた者であっても、開札の時に上記1の資格のない者は、落札対象としない。

### 3 入札心得書

#### 入札心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ（以下「当社」という。）が締結する令和6・7年度スズメバチ等の巢撤去業務（京都住まいセンター）の契約に係る一般競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、関係法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところにより行う。

（入札等）

第2条 一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札しなければならない。この場合において入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、郵送により提出するものとする。封筒は二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、業務件名、開札日時及び入札企業名を記載した中封筒に入札書及び内訳明細書を入れ、入札書の提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書の押印を省略する場合は、中封筒に押印省略の旨を朱書きし、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

3 前項の入札書は、入札書の提出期限までに到着しないものは無効とする。

4 入札参加者が代理人をして入札させるときは、その委任状を提出しなければならない。

また、委任状の押印を省略する場合は、委任状の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札書には、総額を記載するものとする。なお、応札者は入札説明書に示す内訳明細書を添付すること。

7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札参加者は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならない、入札書の提出をもって誓約したものとする。

(入札の辞退)

第2条の2 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - 一 入札執行前にあっては、所定の書式による入札辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
  - 二 入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者等は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

(内訳明細書)

第3条 入札に当たっては、あらかじめ入札金額の内訳明細書を用意しておかなければならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書の引換の禁止)

第5条 入札参加者等は、入札書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札等に参加することはできない。

- 一 委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき
- 二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- 三 入札金額の記載を訂正したとき
- 四 入札金額と内訳明細書の金額が一致しないとき
- 五 入札者（代理人を含む。）の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。）

六 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額またはこれを超える金額をもって入札を行ったとき

七 1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行ったとき

八 明らかに連合によると認められるとき

九 第2条第8項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき

十 前各号に掲げる場合のほか、当社の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき

(開札等)

第7条 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせたうえで、当社が通知した場所及び日時に行うものとする。なお、入札者又はその代理人の立会いは不要とする。

(落札者の決定)

第8条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第9条 開札の結果、落札者がいないときは、別に日時を定めて、再度の入札を行うものとする。

2 前項の再度の入札は、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、別途通知した日に、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、または材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶことまたは契約を履行することを妨げた者

四 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約書の提出)

第12条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

(異議の申立)

第 13 条 入札参加者等は、入札後この心得書、仕様書等の契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

#### 4 使用印鑑届及び委任状（様式）

##### 入札に係る提出書類について

1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。

（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））  
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

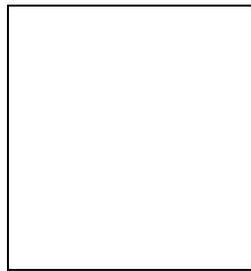
3 代理人の方が入札される場合、委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）を提出してください。

なお、委任事項に契約行為等を含まない場合は、委任状の押印を省略することが可能です。押印を省略する場合は、委任状の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載してください。また、入札書の押印を省略する場合は、使用印鑑届及び印鑑証明書正本の提出は不要です。

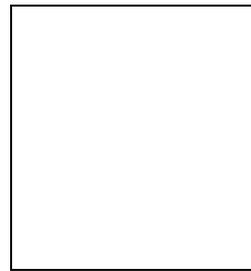
以 上

## 使 用 印 鑑 届

使用印



実 印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ  
京都住まいセンター  
センター長 坂下 裕司 殿

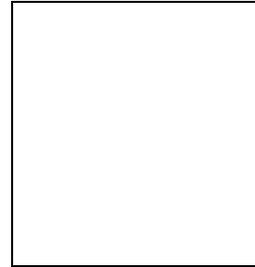
- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。

## 使用印鑑届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和 年 月 日

← 提出日

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

↑  
実印

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ

住まいセンター

センター長

殿

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。

## 年 間 委 任 状

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ 京都住まいセンター  
センター長 坂下 裕司 殿

(委任者) 住 所  
商号又は名称  
氏 名

印

(受任者) 住 所  
商号又は名称  
氏 名

印

私は上記の者を代理人として定め、次の独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ 京都住まいセンターの発注する、物品役務に関し、下記の権限を委任します。

### 記

#### 1 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結及び履行に関する件
- (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人の選任に関する件
- (5) 契約保証に関する件
- (6) 共同企業体に関する件
- (7) その他契約に関する一切の件

#### 2 委任期間

令和 年 月 日 から 令和7年3月31日 まで

代理人（受任者） 使用印鑑	
------------------	--

## 委 任 状

私は\_\_\_\_\_を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ京都住まいセンターの発注する「令和6・7年度スズメバチ等の巣撤去業務（京都住まいセンター）」に関し、下記の権限を委任します。

### 記

1 入札に関する一切の件

2

代理人 使用印鑑	
-------------	--

令和 年 月 日

（委任者）住 所  
商号又は名称  
代 表 者

印

（受任者）住 所  
氏 名

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ 京都住まいセンター  
センター長 坂下 裕司 殿

- 注1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。  
ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
- 2 委任事項は、明確に記載すること。

委任状（様式）（押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可）

## 委 任 状

私は\_\_\_\_\_を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ京都住まいセンターの発注する「令和6・7年度スズメバチ等の巣撤去業務（京都住まいセンター）」に関し、下記の権限を委任します。

### 記

- 1 入札に関する一切の件
- 2

令和 年 月 日

（委任者）住 所  
商号又は名称  
代 表 者

（受任者）住 所  
氏 名

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ 京都住まいセンター  
センター長 坂下 裕司 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：  
\_\_\_\_\_

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：  
\_\_\_\_\_

連 絡 先（電話番号）1：  
\_\_\_\_\_

連 絡 先（電話番号）2：  
\_\_\_\_\_

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。  
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

5 入札書及び封筒（様式）

入札書（様式）

入 札 書

金 \_\_\_\_\_ 円（税抜）

**※内訳明細書を同封してください**

ただし、令和6・7年度スズメバチ等の巣撤去業務（京都住まいセンター）

入札心得書（物品購入等）、入札説明書を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者  
（代理人）

印※1

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ 京都住まいセンター  
センター長 坂下 裕司 殿

開札結果通知先ファクシミリ番号	
-----------------	--

本件責任者（会社名・部署名・氏名）： \_\_\_\_\_

担 当 者（会社名・部署名・氏名）： \_\_\_\_\_

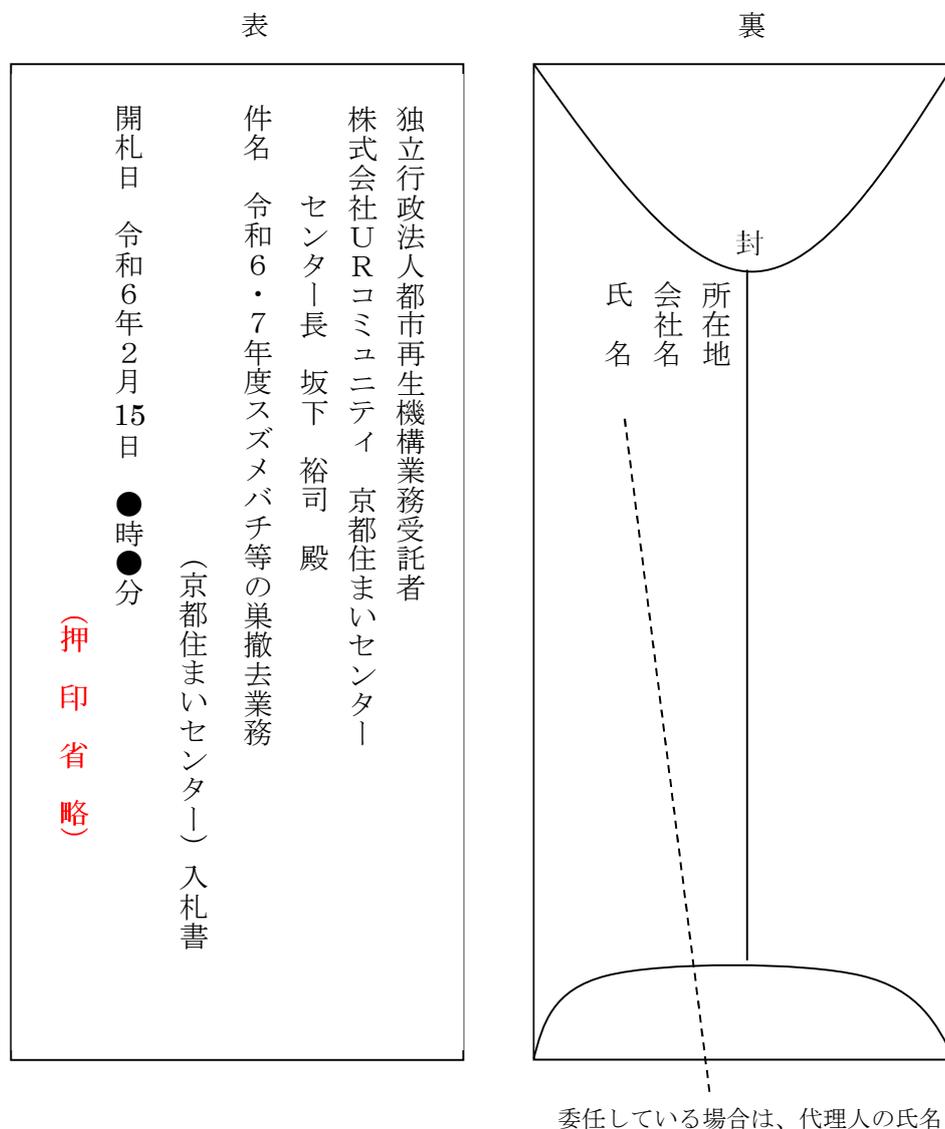
連 絡 先（電話番号）1 : \_\_\_\_\_

連 絡 先（電話番号）2 : \_\_\_\_\_

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。  
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。  
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(中封筒見本)



※ 押印を省略する場合は封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

※上の様式は中封筒の様式である。表封筒の宛先については以下のとおりであるので、注意されたい。

<表封筒 宛先>

〒536-0025 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-111 NLC森の宮ビル8階  
独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ  
コミュニティ推進部 エリア経理契約課

## 内訳明細書

※入札書に同封して下さい。

令和6・7年度スズメバチ等の巣撤去業務 (京都住まいセンター)

会社名: \_\_\_\_\_

No.	ハチの種類 (巣の大きさ/状態)	地上高さ	予定数量	(税抜)	
				単価	合計
1	スズメバチ (15cm未満)	2m未満	8ヶ所	円	円
2		2m以上	4ヶ所	円	円
3	スズメバチ (15cm以上)	2m未満	10ヶ所	円	円
4		2m以上	18ヶ所	円	円
5	オオスズメバチ	殺虫のみ	4ヶ所	円	円
6	アシナガバチ	2m未満	12ヶ所	円	円
7		2m以上	10ヶ所	円	円
8	ミツバチ (営巣)	2m未満	2ヶ所	円	円
9		2m以上	2ヶ所	円	円
10	ミツバチ (分封)	2m未満	2ヶ所	円	円
11		2m以上	2ヶ所	円	円
12	その他のハチ	2m未満	2ヶ所	円	円
13		2m以上	4ヶ所	円	円
14	高所作業車 (作業上やむを得ない場合)	作業床の高さが 10m未満	2回	円	円
15		作業床の高さが 10m以上	2回	円	円
小計 (1~15) ... (A)					円
	現地調査費 (B)	—	14回	円	円
合計 (A) + (B)					円

この金額を記載してください↑

※予定数量は過去の実績を基に算出した数量であり、発注を確約した数量ではない。

※内訳明細書の合計額と入札書の額は同額とし、異なる場合は無効とする。

※業務内容は、巣の撤去及びハチの駆除を含みます。

※現地調査費は業務の発注を依頼され、現地調査の結果、巣の確認が出来なかった場合。

## 単 価 契 約 書

- 1 契約の名称 令和6・7年度スズメバチ等の巣撤去業務（京都住まいセンター）
- 2 履行場所 仕様書別表2のとおり
- 3 仕様 別添仕様書のとおり
- 4 履行期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約単価 別紙1単価表のとおり

上記の役務について、発注者と受注者は次の条項によりこの契約を締結する。  
この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所  
氏 名 印

受注者 住 所  
氏 名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の役務（以下「業務」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）中、発注者からの発注を受けて仕様書に定められた業務を履行し、発注者はその代金（以下「請負代金」という。）を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(発注手続)

第4条 発注者は、業務を受注者に発注するときは、その都度、履行場所、営業場所、ハチの種類、履行期限等を記載した発注者所定の別紙2注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者はこの注文書に基づき業務を履行するものとする。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された履行期限（以下「履行期限」という。）内に、当該注文書に基づく業務を完了することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、履行期限を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(物価等の変動に基づく契約単価の改定)

第7条 賃金、材料等の価格等に変動があり、第9条第1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(検査及び引渡し)

第8条 受注者は、注文書に基づく業務が完了したときは、直ちに別紙3完了報告書を作成し、発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めがある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

- 4 発注者は、第2項の検査の合格の日をもって、注文書に基づく業務が完了したものとし、成果物があるときは、当該成果物は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務をやり直して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(請負代金の支払い)

第9条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、別紙1の単価表に基づき算定した請負代金を発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、請負代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により第8条第2項又は第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - 一 履行の追完が不能であるとき。
  - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に注文書に基づく業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 四 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- 二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。
- 三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- 五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
- 八 第15条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。
- 九 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め

られるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているときと認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときと認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したときと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十 第17条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第12条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一 履行期間内に業務を完了することができないとき。

二 成果物に契約不適合があるとき。

三 第12条又は第13条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第12条又は第13条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第

75号)の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、同項の注文書に基づく請負代金に対し、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した金額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第17条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第18条 発注者の責めに帰すべき理由により第9条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり)2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。  
(契約不適合責任期間等)

第19条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第8条第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第8条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第20条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(適用法令)

第21条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

以上

別紙1 単価表

別紙2 注文書

別紙3 完了報告書

別 添 仕様書

## 別紙1

## 令和6・7年度スズメバチ等の巣撤去業務（京都住まいセンター）単価表

(税抜)

No.	ハチの種類 (巣の大きさ/状態)	地上高さ	単価
1	スズメバチ (15cm未満)	2 m未満	円
2		2 m以上	円
3	スズメバチ (15cm以上)	2 m未満	円
4		2 m以上	円
5	オオスズメバチ	殺虫のみ	円
6	アシナガバチ	2 m未満	円
7		2 m以上	円
8	ミツバチ (営巣)	2 m未満	円
9		2 m以上	円
10	ミツバチ (分封)	2 m未満	円
11		2 m以上	円
12	その他のハチ	2 m未満	円
13		2 m以上	円
14	高所作業車 (作業上やむを得ない場合)	作業床の高さが 10m未満	円
15		作業床の高さが 10m以上	円
	現地調査費	—	円

※複数のハチの巣撤去の場合は、別途協議とする。

御中

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ  
京都住まいセンター

スズメバチ等の巣撤去業務注文書

次のとおりスズメバチ等の巣撤去業務を依頼します。

依頼日	令和 年 月 日	履行期限	令和 年 月 日
発注者及び担当者	名称	株式会社URコミュニティ 京都住まいセンター お客様相談課	
	担当者		連絡先
団地名			
営巣場所			
予想されるハチの種類	スズメバチ	アシナガバチ	オオスズメバチ
	ミツバチ（営巣）	ミツバチ（分封）	その他のハチ
巣の状況（閉鎖又は開放空間等具体的な場所）	別紙 位置図のとおり。		
地上高さ		形状・寸法	
備考欄			

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ 京都住まいセンター  
センター長 殿

受注者 印

## 完了報告書

依頼のありました、スズメバチ等の巣撤去業務 ○○団地について、  
下記のとおり完了いたしましたので報告いたします。

実施日時		令和 年 月 日		
実施場所	団地名			
	営巣場所			
現場の状況	ハチの種類	スズメバチ	アシナガバチ	オオスズメバチ
		ミツバチ (営巣)	ミツバチ (分封)	その他のハチ
薬剤使用量	品名			
	使用量			

※完了報告書には、巣の撤去前、撤去作業中、撤去後が分かる写真を添付すること。

## 完了確認書

上記の業務が完了したことを確認する。

令和 年 月 日

検査員 印

責任者 印

## 8 仕様書

別添

### 仕 様 書

- 1 件名  
令和6・7年度スズメバチ等の巣撤去業務（京都住まいセンター）
- 2 対象業務及び予定数量  
別表1「対象業務一覧表」のとおり。
- 3 履行場所  
別表2「対象団地一覧表」のとおり。
- 4 発注手続  
発注者から受注者に対して、別紙2注文書により業務を依頼するものとする。  
発注者から注文書により依頼があった場合は、受注者は履行期限までに業務を実施するものとする。  
受注者は、注文書に基づく本業務の履行後、速やかに別紙3完了報告書を作成し、発注者に提出するものとする。
- 5 費用の負担  
名目の如何を問わず、業務の履行に関して発生する一切の費用はすべて受注者の負担とする。※高所作業車使用は除く。
- 6 その他
  - (1) 業務従事者は、受注者の職員である身分証明書の呈示を行い、身分を明らかにする名札等を着用すること。
  - (2) 業務にあたっては周辺の住民及び通行人等に危害が及ばないように十分な安全措置を講じること。
  - (3) 業務は、原則として平日または土曜日の8:00~17:00までの間に行うこととし、日曜日、祝日、年末年始（12/29~1/3）の作業は実施しないこととする。ただし、緊急の場合または発注者からの指示がある場合はこの限りではない。
  - (4) 巣の撤去時に周辺の掃除も実施する。
  - (5) 作業前・中・後の写真を提出すること。
  - (6) 脚立等を使用し高所作業を行う場合は、事故防止のため、作業員に保護具を着用させ関係法令を遵守すること。
  - (7) 居住者等からの業務に対する苦情等の処理は、必要に応じて発注者と協議した上で、受注者の負担と責任において行うこと。
  - (8) 現地調査費は、業務の発注を依頼され、現地調査の結果、巣の確認ができなかった場合に支払う。
  - (9) 現地調査の結果、複数のハチの巣が確認された場合は、発注者、受注者の別途協議とする。
  - (10) 農薬の選定にあたっては、別表3「平成22年度版選定農薬」の中から、団地の特性及び病害虫の種類や発生状況等に応じて適切なものを選定すること。なお、別表3「平成22年度版選定農薬」が更新された場合には、更新されたものによるものとする。
  - (11) 農薬の使用及び薬剤の散布にあたっては、農薬取締法及び「住宅地等における農薬使

用について」（平成 25 年 4 月 26 日付環水大土発第 1304261 号）の定めを厳守し、また「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」（平成 22 年 5 月（令和 2 年 5 月改訂）環境省）を参考とし、周辺の状況及び通行人などに細心の注意を払いながら作業を行うこと。

(12) 居住者への周知内容等

① 農薬を使用する防除工事等の実施にあたって、居住者に周知する事項は、次のとおりとする。

イ 適用薬剤の散布日時

ロ 適用薬剤の散布場所

ハ 散布する適用薬剤の種類又は商品名若しくはその略称

ニ 適用薬剤の散布時及び散布後における注意事項

ホ 社名と作業担当者の氏名及び連絡先

② ①に規定する事項に係る居住者への周知方法は、張り紙（適用薬剤の散布前）、携帯マイク（適用薬剤の散布時）、立て看板（適用薬剤の散布場所）等とし、必要に応じ、適宜これらを組み合わせること。

(13) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者、受注者の別途協議のうえ、決定するものとする。

以 上

## 別表 1

## 対象業務一覧表

No.	ハチの種類 (巣の大きさ/状態)	地上高さ	予定数量
1	スズメバチ (15cm未満)	2 m未満	8 ヶ所
2		2 m以上	4 ヶ所
3	スズメバチ (15cm以上)	2 m未満	10 ヶ所
4		2 m以上	18 ヶ所
5	オオスズメバチ	殺虫のみ	4 ヶ所
6	アシナガバチ	2 m未満	12 ヶ所
7		2 m以上	10 ヶ所
8	ミツバチ (営巣)	2 m未満	2 ヶ所
9		2 m以上	2 ヶ所
10	ミツバチ (分封)	2 m未満	2 ヶ所
11		2 m以上	2 ヶ所
12	その他のハチ	2 m未満	2 ヶ所
13		2 m以上	4 ヶ所
14	高所作業車 (作業上やむを得ない場合)	作業床の高さが 10m未満	2 回
15		作業床の高さが 10m以上	2 回
16	現地調査費	—	14 回

※複数のハチの巣撤去の場合は、別途協議とする。

## 別表 2

## 対象団地一覧表

団地名	郵便番号	所在地
嵯峨	616-8367	京都市右京区嵯峨北堀町20-12
桃山	612-8025	京都市伏見区桃山与五郎町1番地の4
観月橋	612-8034	京都市伏見区桃山町泰長老176番地の1
西陣	602-8216	京都市上京区西堀川通元誓願寺上る豎門前町414番地
七条御前	600-8876	京都市下京区西七条南中野町8番地の1
九条	601-8441	京都市南区西九条南田町1番地3
膳所公園	520-0814	大津市本丸町6番
九条大宮	601-8441	京都市南区西九条南田町9番
深草	612-0029	京都市伏見区深草西浦町六丁目65番地 他
西院	615-0021	京都市右京区西院三蔵町1番地の7
紫野	603-8164	京都市北区紫野東御所田町33番地の1
石山	520-0867	大津市大平二丁目31番
北野	602-8341	京都市上京区七本松通一条下る三軒町65番地の18
男山	614-8376	八幡市男山竹園3番地 他
山科	607-8168	京都市山科区榊辻池尻町14番地の18
壬生相合	604-8812	京都市中京区壬生相合町32番地の6
菅田町	601-8445	京都市南区西九条菅田町27番地の2
小栗栖北	601-1456	京都市伏見区小栗栖南後藤町6番地
醍醐石田	601-1436	京都市伏見区石田森南町34番地 他
西京極駅前	615-0851	京都市右京区西京極西池田町13番地の5
久御山	613-0033	京都府久世郡久御山町林宮ノ後21番地他
松ノ木町	601-8023	京都市南区東九条南松ノ木町1番地の1
洛西新林	610-1141	京都市西京区大枝西新林町四丁目5番 他
壬生坊城第二	604-8804	京都市中京区壬生坊城町48番地3
桃山南	612-8006	京都市伏見区桃山町大島38番地の2 他
向島	612-8136	京都市伏見区向島四ツ谷池14番8
上桂	615-8225	京都市西京区上桂森下町25番1
花園	616-8031	京都市右京区花園鷹司町25番地他
洛西境谷東	610-1143	京都市西京区大原野東境谷町一丁目1番
保津川	621-0802	亀岡市北河原町二丁目6番 他
洛西新林北	610-1141	京都市西京区大枝西新林町二丁目1番 他
西京極	615-0818	京都市右京区西京極三反田町1番地他
伏見納所	612-8267	京都市伏見区納所下野1番地
洛西竹の里	610-1144	京都市西京区大原野東竹の里町二丁目1番
グリーンタウン榎島	611-0041	宇治市榎島町本屋敷40番地の1 他
洛西福西公園	610-1112	京都市西京区大枝北福西町四丁目1-1
洛西センタープラザ	610-1143	京都市西京区大原野東境谷町二丁目1-2
京都十条	601-8326	京都市南区吉祥院南落合町40番地



[殺虫剤-2：補完的殺虫剤] 基幹的殺虫剤で対処するもの以外の害虫等に対して使用する殺虫剤（使用条件に特に留意して限定的に使用）

グループ	一般名	商品名	農薬の性状	毒性	適用	亜：対象害虫		樹木：対象害虫										作用特性	使用上の留意点						
						根節加害性	葉緑性	吸汁性		他															
			有効成分含有率	人畜毒性	魚毒性	樹木	根節加害性	葉緑性	吸汁性	他	他	他	他	他	他	他	他	他	他	他	他				
天然殺虫剤	マシンド	機械油乳剤 等	95%	毒A	○																	害虫の体の表面を油で覆い窒息死させる。	植物に影響のない経期(降雨前)に使用する。		
		オルトラン粒剤	5%	毒A	○																		成分が植物組織、野菜などの根から吸収されて殺虫作用を示す。	かん木、補木など厚皮の濃い植物では有効濃度に至らず効果が低い。	
		オルトラン水和剤	50%	毒A	○																		成分が植物体内に透過して広範囲の害虫に有効。	殺虫剤として広く使用され、抵抗性、周辺環境等に配慮することが必要。	
有機リン系	MEP	スミチオン	50%	毒B	○																		広範囲の害虫に有効である。	殺虫剤として広く使用され、抵抗性、周辺環境等に配慮することが必要。	
		モスピラン液剤	2%	毒A	○																		効果が持続する。アブラムシ等の有機リン剤に抵抗性がある害虫にも有効。	年間、多回回の配液を要する。アブラムシ等の有機リン剤に抵抗性がある害虫に使用。	
		マツグリン液剤	2%	毒A	○																			効果が持続し、植物に透過移行性を有する。	つじ母土専用殺虫剤。飛散の心配がない。発生時の表面に散布する。
ネオニコチノイド系	イミダクロプリド	タフリアフロアブル	20%	毒A	○																		効果が持続し、植物に透過移行性を有する。	効果が持続し、植物に透過移行性を有する。	
		タフリアフロアブル0.5	0.5%	毒A	○																		効果が持続し、植物に透過移行性を有する。	効果が持続し、植物に透過移行性を有する。	
		アトラック液剤	4%	毒A	○																			効果が持続し、植物に透過移行性を有する。	効果が持続し、植物に透過移行性を有する。
殺菌虫剤	クロチアニジン	フルスウィング	50%	毒A	○																			効果が持続し、植物に透過移行性を有する。	効果が持続し、植物に透過移行性を有する。
		グリンガード・エイト	8%	毒A	○																			効果が持続し、植物に透過移行性を有する。	効果が持続し、植物に透過移行性を有する。
		マツガード	2%	毒C*	○																			効果が持続し、植物に透過移行性を有する。	効果が持続し、植物に透過移行性を有する。
殺ダニ剤	エトキサゾール	ジョットワン・センチュリー	2%	毒C*	○																			効果が持続し、植物に透過移行性を有する。	効果が持続し、植物に透過移行性を有する。
		センチュリー	8%	毒A	○																			効果が持続し、植物に透過移行性を有する。	効果が持続し、植物に透過移行性を有する。
		エトキサゾール	10%	毒A	○																			効果が持続し、植物に透過移行性を有する。	効果が持続し、植物に透過移行性を有する。

(凡例) ○：樹木類の害虫に適用登録がある(有効)/成虫、幼虫に有効 △：同名の害虫に果樹では適用登録がある(有効と判断) 成：成虫に有効 幼：幼虫に有効  
 \*：高毒性の類であるマツガード、ジョットワン・センチュリー液剤を入れているのは、密着注入材であり、使用方法から考えても飛散しにくく、河川等への影響が少ないことに加え、効果の特長期間が4年と長く、他に代替農薬がないためである。  
 (注) 網掛けした害虫には原則として基幹的農薬を使用する。補完的農薬を使用する場合は部分的(スポット)使用とする。



【殺菌剤-2：補完的殺菌剤】 基幹的殺菌剤で対処するもの以外の病害に対して使用する殺菌剤（使用条件に特に留意して限定的に使用）

グループ	農薬の種類		農薬の性状		適用	日本芝:適用病害										作用特性	使用上の留意点													
	一般名	商品名	剤型	有効成分含有率		魚毒性	人畜毒性	樹木	さび病	ヘルミントスホリウム病	カイアフリア葉枯病	フエアリアリング病	葉腐病(ラージバッチ)	葉腐病(春はげ症)	葉腐病(象の足跡)			立枯病(ソイシアテクライン)	炭疽病	根腐病	根腐病(ソイシアテクライン)	白絹病・くもの巣病	さび病	葉腐病	葉腐病	さび病	根腐病			
有菌シ系	トリコホスメチル	グランサン水和剤	水和剤	75%	普	無	樹木																					特定の作業方法・手順を要する		
その他合成農薬	イプロチオフロクトラニル	グラスステン水和剤	水和剤	20%	普	無	樹木																							
アミド系	マンゼブ	ペンコゼブ水和剤	水和剤	80%	普	無	樹木																							
ジチオカーバメート系	チオアネートM	トップジンMペースト	ペースト	3%	普	無	樹木																							
ベンゾイミダゾール系	メフロニル	バスタック水和剤	水和剤	75%	普	無	樹木																							
酸アミド系	ペンシクロン	センタナーフ顆粒水和剤	水和剤	50%	普	無	樹木																							
炭素系	イプロジオン	ロブラール	水和剤	50%	普	無	樹木																							
ジカルボキシイミド系	ホセチル・イプロジオン	フルーデンス水和剤	水和剤	40%	普	無	樹木																							
有菌シ・ジカボキシイミド系	イミコクシジン	ホバキンD水和剤	水和剤	5%	普	無	樹木																							
その他合成殺菌剤・抗生物質	イミコクシジン	ホバキンD水和剤	水和剤	5%+15%	普	無	樹木																							
有菌シ・ジカボキシイミド系	イミコクシジン	ホバキンD水和剤	水和剤	11.3%	普	無	樹木																							
スチロール生合成阻害剤	イミベコゾール	マナーズ乳剤	乳剤	3%	普	無	樹木																							
ステロール生合成阻害剤	イミベコゾール	マナーズ乳剤	乳剤	20%	普	無	樹木																							
アミノ糖リン酸系	プロピコナゾール	バシバッチ水和剤	水和剤	4%	普	無	樹木																							
アミノ糖リン酸系	プロピコナゾール	バシバッチ水和剤	水和剤	4%+50%	普	無	樹木																							
アミノ糖リン酸系	アノキシストロビン	ベリシジ顆粒水和剤	水和剤	47%	普	無	樹木																							

(注) 発病部・被害部、その周辺部に使用する。リンノニア菌は、菌糸により土壌伝染し植物の根部分を初す代表的な病原菌で、芝生では被害が大きい病害。  
 (注) リノノニア菌が原因となる日本芝の代表的病害は炭疽病(ラージバッチ)炭疽病(春はげ症)炭疽病(象の足跡)の3つである。(参考までに洋芝ではブラウンパッチ)

[除草剤：発芽前処理剤(土壌処理)] 全ての除草剤が補完的農業であり使用条件に特に留意して限定的に使用する

グループ	農薬の種類		農薬の性状		毒性	適用場所	使用時期		対象対象	一年生 一年生雑草	多年生 一年生雑草	3ヶ月前後		特定の作業方法 が残り落ちにくい 農薬・農具が強い	作用特性	使用上の留意点
	一般名	商品名	剤型	有効成分含有率			播種前	播種後				シベル特記事項	別			
ウラボシ系	レナシル	レンザー	水和剤	80%	播種前	播種前	播種前	秋期の一年生雑草 スズメノカタビラ	○	○	○	スズメノカタ ビラ(3葉期 まで)	○	一年生雑草の発生を抑え る。秋期の雑草発生前に 使用する。	ベントグラスには効果あ り。秋期の雑草発生前に 使用する。	
トリアアロー ル系	カブエンスト ロール	ハイメドウ	水和剤	50%	播種前	播種前	播種前	一年生雑草	○	○	○	キク科	○	一年生雑草の発生を抑え る。秋期の雑草発生前に 使用する。	秋100日、秋120 日以上の雑草発生前に 使用する。	
原素系	シチュロン	テュバサン	水和剤	50%	播種前	播種前	播種前	一年生雑草	○	○	○	キク科	○	一年生雑草の発生を抑え る。秋期の雑草発生前に 使用する。	秋100日、秋120 日以上の雑草発生前に 使用する。	
原アミト系	プロピザミド	カーブ	水和剤	50%	播種前	播種前	播種前	一年生雑草	○	○	○	キク科	○	一年生雑草の発生を抑え る。秋期の雑草発生前に 使用する。	秋100日、秋120 日以上の雑草発生前に 使用する。	
トリアアロー ル系	トリアジフロ ラム	イデトアップ アブル	水和剤	30%	播種前	播種前	播種前	一年生雑草	○	○	○	キク科	○	一年生雑草の発生を抑え る。秋期の雑草発生前に 使用する。	秋100日、秋120 日以上の雑草発生前に 使用する。	
	プロジアミン	クサブロック	水和剤	63%	播種前	播種前	播種前	一年生雑草	○	○	○	キク科	○	一年生雑草の発生を抑え る。秋期の雑草発生前に 使用する。	秋100日、秋120 日以上の雑草発生前に 使用する。	
	プロジアミン 配合 剤	テマナックス	粒剤	0.24%	播種前	播種前	播種前	一年生雑草	○	○	○	キク科	○	一年生雑草の発生を抑え る。秋期の雑草発生前に 使用する。	秋100日、秋120 日以上の雑草発生前に 使用する。	
ジニトア リニン系	ベンチイメタ リ	プラントプラス	粒剤	0.13%	播種前	播種前	播種前	一年生雑草	○	○	○	キク科	○	一年生雑草の発生を抑え る。秋期の雑草発生前に 使用する。	秋100日、秋120 日以上の雑草発生前に 使用する。	
	ベスロジン	ハバフィン	水和剤	58%	播種前	播種前	播種前	一年生雑草	○	○	○	キク科	○	一年生雑草の発生を抑え る。秋期の雑草発生前に 使用する。	秋100日、秋120 日以上の雑草発生前に 使用する。	
	トリフルラリン	トレファノサイ ド乳剤	乳剤	44.5%	播種前	播種前	播種前	一年生雑草	○	○	○	キク科 アブラナ科	○	一年生雑草の発生を抑え る。秋期の雑草発生前に 使用する。	秋100日、秋120 日以上の雑草発生前に 使用する。	
スルホニ ル系	ハロスルフロ ンメタル	インブールDF	水和剤	75%	播種前	播種前	播種前	一年生雑草	○	○	○	キク科	○	一年生雑草の発生を抑え る。秋期の雑草発生前に 使用する。	秋100日、秋120 日以上の雑草発生前に 使用する。	
原アミト系	アッシュラム	アーザラン	液剤	37%	播種前	播種前	播種前	一年生雑草	○	○	○	キク科	○	一年生雑草の発生を抑え る。秋期の雑草発生前に 使用する。	秋100日、秋120 日以上の雑草発生前に 使用する。	
	シチュロン	テュバサン	水和剤	50%	播種前	播種前	播種前	一年生雑草	○	○	○	キク科	○	一年生雑草の発生を抑え る。秋期の雑草発生前に 使用する。	秋100日、秋120 日以上の雑草発生前に 使用する。	
原素系	DCMU	カーメックスD	水和剤	80%	播種前	播種前	播種前	一年生雑草	○	○	○	キク科	○	一年生雑草の発生を抑え る。秋期の雑草発生前に 使用する。	秋100日、秋120 日以上の雑草発生前に 使用する。	
		ダイロン	水和剤	80%	播種前	播種前	播種前	一年生雑草	○	○	○	キク科	○	一年生雑草の発生を抑え る。秋期の雑草発生前に 使用する。	秋100日、秋120 日以上の雑草発生前に 使用する。	

(注) 手取りでは困難な場合において、限定した範囲に使用する。散布濃度が乾くまで立入禁止措置をとる。

[除草剤：発芽後処理剤(茎葉処理)] 全ての除草剤が補完的農業であり使用条件に特に留意して限定的に使用する

除草剤の種類	農薬の性状	毒性	適用場所	使用時期	防除対象			対象雑草種	特定の作業方法・手順等	作用特性	使用上の留意点												
					一年生	多年生	ラベル特記事項																
グループ	一般名	商品名	剤型	有効成分含有率	人畜毒性	魚毒性	哺乳動物の害	鳥獣の害	水生動物の害	樹幹下・種辺内の雑草	樹下・種辺内の雑草	雑草発生期・初期	雑草発生前	雑草の休眠期に限定	一年生	多年生	ラベル特記事項	異臭・悪臭が強い	巧れが残り落ちにくい	特定の作業方法・手順等を変更する	有用な広葉植物にかからぬよう注意する		
フェノキシ系	MCP	MCPソーダ塩	液剤	19.5%	普通	A	〇	〇	〇	一年生広葉雑草 多年生広葉雑草	一年生広葉雑草 多年生広葉雑草	〇	〇	〇	〇	〇	効果の劣る雑草種 特に有効な雑草種				有用な広葉植物にかからぬよう注意する		
	イマザピル	クイペン	液剤	-	普通	A	〇	〇	〇	クズ										〇	クズの茎・樹元に薬剤針を刺す		
	MCP	MCP	液剤	50%	普通	B	〇	〇	〇	一年生広葉雑草 多年生広葉雑草	一年生広葉雑草 多年生広葉雑草	〇	〇	〇	〇	〇					広葉雑草に有効、イネ科植物に無効、選択性作用をもつ。		
	MCPAイソプロピルアミン塩	プラスコンM液剤	液剤	40%	普通	A	〇	〇	〇	一年生広葉雑草 多年生広葉雑草	一年生広葉雑草 多年生広葉雑草	〇	〇	〇	〇	〇						有用な広葉植物にかからぬよう注意する。	
	トリクロピル	ザイトロン	液剤	44%	普通	A	〇	〇	〇	一年生広葉雑草 多年生広葉雑草	一年生広葉雑草 多年生広葉雑草	〇	〇	〇	〇	〇							
	トリクロピル	ザイトロン除粒剤	粉剤	3%	普通	A	〇	〇	〇	一年生広葉雑草 多年生広葉雑草	一年生広葉雑草 多年生広葉雑草	〇	〇	〇	〇	〇							
	グリホサート	ラウンドアップ *同成分の商品 が他にある	液剤	25%	普通	A	〇	〇	〇	〇	一年生雑草 多年生雑草 宿根性雑草	一年生雑草 多年生雑草 宿根性雑草	〇	〇	〇	〇	〇					非選択性。雑草の茎葉に散布すると根まで移行し死す。樹陰下にも使える。	
	グリホサートカリウム塩	ラウンドアップ マックスロード	液剤	41%	普通	A	〇	〇	〇	〇	一年生雑草 多年生雑草 宿根性雑草	一年生雑草 多年生雑草 宿根性雑草	〇	〇	〇	〇	〇					非選択性。特性は上記とはほぼ同じであるが、耐腐性や効力の向上などがあるとされる。	
	グリホサート	バスタ	液剤	18.5%	普通	A	〇	〇	〇	〇	一年生・多年生雑草	一年生・多年生雑草	〇	〇	〇	〇	〇					非選択性。効果発現は早い。根を枯らす力は弱い。ため樹幹下を前すの心配がない。樹陰下でも使える。	
	キノン系	CAN	キレダー	水切剤	25%	普通	B	〇	〇	〇	コケ類											濃縮に有効。樹木に寄生する苔には使用しない。	

(注) 手取りでは困難な場合において、限定した範囲に使用する。散布液が乾くまで立ち入り禁止措置をとる。

## 9 個人情報等の保護に関する特約条項

### 個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した令和6・7年度スズメバチ等の巣撤去業務（京都住まいセンター）の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）

（個人情報等の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（安全管理のための措置）

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受注者は、業務等処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

（複写等の禁止）

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記

録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。この場合において、受注者は、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等し、発注者は、消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めるときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所

氏名

印

受注者 住所

氏名

印

(別添)

## 個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

### 1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

### 2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

#### (1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

#### (2) データ

① データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

### 3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

#### (1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

#### (2) 送付及び持出し等の手順

##### ① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

##### ② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

#### ③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

#### ④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携帯する。

### 4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

### 5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### 6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

### 7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等する。

### 8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

## 9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

## 10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第5章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第2項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本規律の適用対象**となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第176条及び第180条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。



## 2 管理及び実施体制図

(様式任意)

- ※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名): \_\_\_\_\_  
担 当 者(会社名・部署名・氏名): \_\_\_\_\_
- ※2 連絡先(電話番号) 1 : \_\_\_\_\_  
連絡先(電話番号) 2 : \_\_\_\_\_

- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。  
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

別紙様式 2

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ 京都住まいセンター  
センター長 坂下 裕司 殿

株式会社\*\*\*\*\*  
代表取締役 \*\* \*\* \* 印 ※1

### 個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：令和6・7年度スズメバチ等の巣撤去業務（京都住まいセンター）

#### 記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：  
@@@担当者（会社名・部署名・氏名）：  
※2 連絡先（電話番号）1：  
@@@連絡先（電話番号）2：

- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。  
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以 上

（別紙）管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確認内容	確認結果	備考
<b>1 管理及び実施体制</b>		
令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
<b>2 秘密の保持</b>		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
<b>3 安全管理措置</b>		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。		
<b>《個人情報等の保管状況》</b>		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
<b>《個人情報等の送付及び持出し手順》</b>		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		

確認内容	確認結果	備考
<p>F A Xについては、原則として禁止しており、やむを得ずF A X送信する場合は、次の手順を厳守している。</p> <p>④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施  ・送信先への事前連絡  ・複数人で宛先番号の確認  ・送信先への着信確認</p>		
<p>⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。</p>		
<p>⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。</p>		
<p>⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。</p>		
<p>⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。</p>		
<b>4 収集の制限</b>		
<p>個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。</p>		
<b>《個人情報等の取得等手順》</b>		
<p>① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。</p>		
<p>② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。</p>		
<b>5 利用及び提供の禁止</b>		
<p>個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。  ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。</p>		
<b>6 複写又は複製の禁止</b>		
<p>個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。  ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。</p>		
<b>7 再委託の制限等</b>		
<p>個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。  ※発注者の承諾があるときを除く。</p>		
<b>【再委託、再々委託等を行っている場合】</b>		
<p>再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。</p>		
<b>8 返還等</b>		
<p>① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。</p>		

確認内容	確認結果	備考
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等している。		
<b>9 通信端末の使用</b>		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
<b>10 事故等の報告</b>		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
<b>11 取扱手順書の周知・徹底</b>		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
<b>12 その他報告事項</b>		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	-

\* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

10 提出書類(様式)

(様式1-1)

本競争に必要な「役務提供」の登録状況(申請日時点):以下、該当箇所の口をチェック及び記載のとおり

申請中⇒新規又は更新 工種等又は地区追加(該当する場合、登録番号を記載)

済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

## 競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ 京都住まいセンター  
センター長 坂下 裕司 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和5年12月21日付けで公示のありました「令和6・7年度スズメバチ等の巣撤去業務(京都住まいセンター)」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 会社概要書 様式1-2(添付資料を含む。)

以 上

※有資格者名簿は機構HP(<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>)に掲載しているため、該当部分を印刷して添付または登録番号を記載すること。

(様式1-2)

会 社 概 要 書

商号又は名称、代表者名		
設 立 年 月 日		
本 店	所 在 地	
	電 話 番 号 ( F A X )	
最 寄 り の 支 店 営 業 所	所 在 地	
	電 話 番 号 ( F A X )	
	所 在 地	
	電 話 番 号 ( F A X )	
	所 在 地	
	電 話 番 号 ( F A X )	

注) 会社案内等を添付してください。